

# 政治思想学会会報

*JCSPT Newsletter*

## 第28号

2009年7月

---

### 目次

#### [ 評論 ]

ヨーロッパ政治思想史との旅

加藤 節 ..... 1

#### [ 書評 ]

ポストモダンの権力と「政治的なもの」の行方 ウォーリン『政治とヴィジョン』を読む

川崎 修 ..... 6

ポーコッキアン・モーメント、それは今? J・G・A・ポーコック『マキアヴェリアン・モーメント フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』を読む

小田川 大典 ..... 13

#### [ 会務報告 ]

2008年度第3回理事会議事録 ..... 17

2008年度会計報告書 ..... 18

2009年度予算案 ..... 19

2009年度第1回理事会議事録 ..... 20

第17回研究会「自由論題」報告者募集のお知らせ ..... 21

訃報 ..... 22



## ヨーロッパ政治思想史との旅

加藤 節（成蹊大学）

私の近代ヨーロッパ政治思想史研究は、年すでに久しい。しかし、その旅はまだ途次であって成果も決して多くない。そんな私に、このたび、本会報に政治思想研究にかかわることを自由に書く機会が与えられた。せつかくのことなので、これまでの研究の私的な経歴にふれながら、政治思想史学について考えてきたことの一端を述べさせていただくことにした。

### 三つの与件

おそらく誰にでもそうであるように、私にも研究生活を方向づけるいくつかの与件があった。それは、学問以前の個人的な経験に淵源する以下のようなことである。

私は、六十年代後半の大学時代を学生運動の渦中で過ごした。それは、政治に向き合いながら思想を日常的に生きる得がたい体験であった。しかし、そのなかで重い疲労感に悩まされ続けたことも事実である。理由は、若くして受けたキリスト教の影響に由来する非政治的な実在への憧憬と、左翼運動が要求する全政治主義との葛藤にあった。疲れが極限に達したとき、私は自分の思想をきたえ直したいという痛切な気持ちに見舞われることになった。そこには、理論と実践とをどう架橋するかという問題もあったのである。

そうした折に読んで大きな光明を見出した作品が二つあった。一つは、南原繁が、先験的な価値理念としての正義に照らして、地上の国家を神格化するナチズムや国体論への同時代的意味批判を敢行した『国家と宗教』であった。この本と出会うことによって、私は、長年悩んできた政治と宗教とのあるべき関係という主題に正面から取り組む覚悟を固めることになったのである。この覚悟が、私の政治思想研究への旅の第一の与件となった。

しかし、その場合にも、私にはなお解けない難問があった。クリスチャンとしての南原において宗教に究極的な根拠を置くとされていた政治を超越する価値理念に、人間の側からどう接近するかにはほかならない。マルクス主義の影響もあって、私は、問題の解決を信仰に委ねることを肯んじえない「敬虔な無神論者」になっていたからである。

そうしたなかで、私は福田歓一の論文「政治哲学としての社会契約説」を読み、大きな衝撃を受けた。政治に優位する原理としての人間の自己超越能力に政治社会の存立根拠を求め、政治を営む人間のうちに政治を相対化する価値根拠を探ろうとするこの作品によって、人間の学としての政治学への新しい視野が開かれたからである。しかも、福田のそうした政治認識は、近代社会契約説の解釈を通して提示されたものであった。その結果、私の関心もおのずから近代、特に十七世紀の契約論に向かうことになった。これが、研究生活の入り口に立つ私が身につけていた第二の与件であった。

南原、福田の作品を読んで私がもつことになった第三の与件がある。私がコミットしていた左翼運動では、「理論と実践との弁証法的統一」ということが自明の命題とされていた。しかし、私自身は、その命題が正しいとすれば、理論は実践に解消されてそれ自体の独自の意味をもたないことになってしまうと考えていた。そうした私にとって、古典に沈潜し、学問的に確認した原理をもって現実への批判を展開した南原と福田との営為は、まったく新しい地平をもたらすものであった。彼らによって、私は、政治的現実を原理的に批判する理論的作業こそが政治学者に独自の実践であることに気づかされたからである。私は、その自覚を第三の与件として、政治思想史研究を始める

ことになった。

### 十七世紀社会契約説における宗教の問題

上に述べた第一、第二の与件に規定されて、私の政治思想史研究は十七世紀の社会契約説における宗教の問題の解明から始まった。最初に取り組んだのは、ホッブスの宗教論であった。自然を超える人間の自己超越能力による政治社会の作為を説いた彼が、実定宗教をどう処理しているかに大きな関心があったからである。しかし、ホッブスの宗教論をその政治哲学と関連づけて解釈する研究を進めるなかで、新たな研究対象が現れることになった。スピノザがそれである。

その場合にも、私の問題意識から、スピノザの『神学政治論』が直接的な分析対象となった。しかし、やがて、私の関心は、スピノザにおける宗教論と政治理論との関係へ、更にはその政治理論と倫理学としての哲学との関連へと拡大して行くことになる。その結果、私は、修士論文では、政治学と倫理学とをどう架橋するかという視点からスピノザの全体像を描くことを企図することになった。

その後、私は、博士論文を構想するなかで、十七世紀社会契約論を代表するロックとの格闘を不可避的に強いられることになった。ここでも、私の関心は、ロックにおいて、認識論哲学と政治理論とを、あるいは、哲学および政治理論と宗教論とをどう統一的に理解するかに置かれた。その作業を通して、私は、ホッブスからスピノザを経てロックに至る十七世紀社会契約説における宗教論の展開を一つの問題史として描く構想を抱くことになった。三者の宗教論を、それぞれの政治哲学にふさわしい宗教像を求めて遂行された「宗教批判」の試みとして解釈しつつ、そこに、十七世紀が、宗教に起因する政治的分裂を克服するために要請した宗教のあり方の史的展開を辿ろうとする構想がそれである。最初の著書『近代政治哲学と宗教』は、その構想に沿って書かれたものであった。その背後には、近代哲学が、人間の文化形成の論理を政治認識と宗教論とに貫いて行く経緯を跡づけ、近代的思惟の特質を探ろうとするひそか

な意図もあったのである。

以上のように、思想としての近代を意識しつつ、政治と宗教とのあるべき関係の問題に対する十七世紀社会契約論者の応答の歴史に取り組む過程で、私は一つの難問に直面することになった。問題史をどう考えたらよいかそれがそれである。ただし、当初は「あらゆる思想史は問題史である」という周知の命題を自明のこととみなしており、問題史そのものについて深く考えることはなかった。転機となったのは、次の問題を強く意識し始めたときである。それは、十七世紀の社会契約説について「政治と宗教とはいかなる関係に立つべきか」という問題を設定することの思想史的妥当性を何が保証するかにはほかならない。この点が立証されない限り、私の問題史的構想は、思想の実態とは無関係に私の主観的な問題関心からのみ組み立てられた単なるフィクションに墮してしまうと思われたからである。

そうしたことを考え始めたときに大きな導きとなったものがあった。思想の世界においては問題と解答とは厳密に相関しており、しかもそれら両者はともに歴史的固有性をもつと考えるべきであるとしたコリングウッドの視点にほかならない。この視点に照らして検証した結果、私は、十七世紀の社会契約説について自分の抱いた構想が問題史としての妥当性を十分にもっていることを確信できたからである。信仰と政治とが連動するコンフェッショナルリズムの克服を最大の歴史的課題とした十七世紀の社会契約説にとって、政治と宗教との関係をどう考えるかは切実かつ固有の問題であるとみなすことができること、ホッブスにおける体制宗教の強行、スピノザにおける哲学する自由の要求、ロックにおける寛容の主張は、いずれもその共通の問題に対する解答であると考えられることがその理由であった。

もとより、十七世紀の社会契約説にとって、政治と宗教との関係だけが唯一の問題ではない。コリングウッドの基準に従っても、その歴史を、例えば、政治と暴力との、あるいは権力と自由との、更には政治と法との関係に関する問題史として描

くことも十分に可能であるからである。その意味で、ある時代の思想史をどの問題に優先順位を与えて問題史的に構成するかは、結局のところ、思想史家の力量と決断とに委ねられていると言ってよい。そうであるだけに、思想史家には、自分の描こうとする問題史が当該の時代に固有の問題と解答との複合体の歴史となっているか否か、また、自分の選択した問題がその時代において高い度合いの思想的 중요さをもっているかどうかを立証する知的誠実さが常に求められるであろう。それ以外に、問題史から非歴史的な主観性や恣意性を排除する途はおそらくないからである。

### ロック研究

ホブズ、スピノザ、ロックを扱った私の博士論文には一つの弱点があった。方法をテキスト主義に採った結果、それぞれの思想家について、テキストの背後にあってテキストに表出された思想を個性的にしたものの解明が十分になされなかったことがそれである。この点は、比較的短期間で読み上げたロックについて特に著しかった。そのため、私は、ロックの思想の根底にあってその独自の形成を導いた個体化の原理を探り、それとの関連でロックの思想全体をあらためて再構成する研究に着手することになったのである。私のなかで、それは、ロックの思想の実像を同定する作業を意味するものであった。

その場合、私のロック研究を支える二つの条件があった。一つは、ロックの『書簡集』が刊行され、特に若きロックが思想家への自己形成を遂げる過程の精神の動きを知ることができるようになったことである。もう一つは、留学を契機として、ロック解釈にパラダイム転換を迫る仕事を続けていたジョン・ダンと親しく接する機会に恵まれたことであった。こうした条件のなかで研究を続けた結果、私は、ロックの思想の根底にあってそれをロックに固有のものにした個体化の原理を、ダンと同じように、一つの神学的パラダイムに見いだすことになった。思惟し、政治生活を営み、信仰をもつ人間の生の意味を、神とその「作品」としての人間との義務論的な関係のなかで確認しよ

うとする宗教的思考枠組みがそれである。そうした神学的枠組みに引照しながら、私は、ロックの思想世界の全体的な実像を描く作業を続けた。拙著『ジョン・ロックの思想世界 神と人間との間』は、その帰結であった。また、civilがpoliticalと同義であり、governmentがgovernの名詞形を意味した十七世紀の言語習慣にできるだけ忠実にとの意図の下で試みたロックの*Two Treatises of Government*の邦訳作業も、ロックの実像を確定したいという私の関心の延長線上にある仕事であったと言ってよい。そうしたロック研究の過程で、私は思想史に関わる第二の問題に直面することになった。

私がロック研究に積極的に取り組み始めたころは、クエンティン・スキナーやJ.G.A.ポーコックらによって思想史の新しい方向が提唱され、それに基づく研究が次々に発表される時期と重なっていた。通常、ケンブリッジ学派と呼ばれる彼らが目指した思想史は、史家の予断や前了解を排して過去の思想の歴史的アイデンティティそのものをできるだけ正確に再現することを目的とするものであった。しかも、こうした動きは鋭い方法意識と結びついており、スキナーの主張した次のような方法論がその主流を形作ったと言ってよい。すなわち、思想史家は、過去のテキストを、著者が特定の文脈のなかで特定の何かを為す意図をもって執筆した言語行為とみなすべきであるとする方法論がそれである。

私自身、広義のケンブリッジ学派に属するダンと共同歩調をとったこともあり、またスキナーがコリングウッドの影響下にあったこともあって、スキナー流の方法論に強い共感を覚えたことは事実である。思想史を歴史学にしたいとの強い希望をもつ半澤孝磨氏とともに、スキナーの方法論集の邦訳を手がけたのもそのためであった。しかし、私には、言語行為論に依拠するスキナーの方法論に対する微妙な違和感があった。思想家の思想には、開かれた現れの空間としての歴史の文脈のなかで行われる言語行為という外的な側面だけではなく、閉じられた内面的文脈のなかでひそやかに

展開される要素があるのではないかと思われたからである。そうした疑問は、例えばスピノザの殆どの作品のように、公刊という現れの場をもたない未刊のテキストは、外に向けた言語行為としての要素を欠くことで思想史の対象から外されることになってしまうのではないかと素朴な疑念とパラレルであった。

その結果、私のロック研究では、ロック自身の精神の文脈のなかで展開された内面的な思想史を辿ることに力点が置かれることになった。私のロック論は、人間への不信から神への信仰に至り、今度はその神との関係で人間の世界を規範的に意味づけ直そうとしたロックの精神の軌跡を辿った上で、彼の認識論、政治学、キリスト教論を、神に対する人間の義務を問うというロックの一貫した精神の文脈のなかに位置づけるものとなったからである。私が、ロックの認識論を神の意志の認識問題に関連づけた点や、ロックによるフィルムナー批判の背景を、外面的な政治的対立よりも、むしろ被造物崇拜をめぐる内的な神学的対立に求めた点はそれを示すものであった。その場合、私が一つのモデルとしたのは、カントについて「学説の形式」を「生の形式」に関連づけたカッシーラーの『カントの生涯と学説』であった。このように、ロックの思想と内面的な精神の運動との相関を重視する私のロック研究は、しばしばあまりにも実存的であるとの批判を受けてきた。しかし、私自身は、一人の思想家の思想を理解する上で、内面的な精神の文脈に注目する私のような方法があってもいいのではないかと考えている。

### 現実批判

十七世紀政治思想史の研究が一段落した頃から、私は、現実の政治状況に対する批判的考察を同時代認識の一環として積極的に試みるようになった。理論と現実との統一を実践とみなす先の第三の与件の具体化を意味するこの作業の根底にあったのは、政治学の生命を批判精神に求める私の基本的な視点であった。しかし、その場合にも、私は、現実を批判する原理を、意識的に、政治思想史の遺産に求めてきた。

例えば、現代世界における民主的現実の貧しさを批判する場合、私が常に引照基準としたのは、政治思想史が古代ギリシャ以来のデモクラシーの経験の分析を通して引き出した治者と被治者との同一性というデモクラシーの理念であった。また、デモスなきデモクラシーという矛盾が見られる現代の状態を批判し克服する途を、「暴徒」に墮する危険性を秘める「群衆」を「国民」へと陶冶し形成する条件を探り続けたスピノザの努力に求めたのも、その一例であった。あるいは、政治が暴力化する現代世界の状況を批判的に考察するに当たって、私は、「政治状態」と「戦争状態」とを区別したホブズの視点に依拠しつつ、公共性に支えられた政治の復権以外に戦争を克服する途がないことを指摘したことがある。更に、政治化と政治的無関心とが共存する現代の逆説がはらむ危険性を批判し、政治に対する人間の優位を確立するための視座として、政治に優越する人間に固有の価値を生命、健康、自由、資産に置いたロックのプロパティ論が有効であることを強調したこともあった。

このように、私は、現実に対する政治学的批判の原理を常に政治思想史の遺産に求めてきた。それに成功しているかどうかは別として、そこにあったのは、批判という企図のなかで、理論と現実、過去と現在とを架橋したいという希望であったと言ってよい。しかし、その希望を貫く上で、私は解くべき第三の問題に直面することになった。

現実に対する批判原理を政治思想史の遺産に求めようとした私には、克服すべき一つの難問があった。それは、過去の思想を今の現実を批判するための原理としてどのように用いたらよいかという問題にほかならない。過去の思想は固有の文脈のなかで立てられた問題と解答との複合体として独自の歴史性をもっており、そうした事実を無視してその現代的有意性を主張することは歴史の誤用を犯すことになりかねないからである。他方で、私は、過去の思想を現代世界の批判的考察にどうしても生かしたいと考えていた。「私の関心は政治思想史といったものが現代にどこまで生かされ

るか、そうした現代との関連に絶えずあった」とする南原の言葉、それに同意する福田の姿勢への共感が強かったからである。

このように、歴史の誤用を避けながら過去の思想を現代にどう生かすかに思いをめぐらしていた私に大きなヒントを与えてくれたのが、ここでもまたケンブリッジ学派の方法論であった。思想を徹底して歴史化するこの方法論をくぐり抜けることができるものがあるとすれば、それこそが歴史への封鎖を超えて現代に生かすものではないかと思われたからである。そうした視点から、私は、スキナー流の方法論を、現在からみて過去の思想のうちの何が「生けるもの」であり、何が「死せるもの」であるかを峻別するための有効な手立てとして用いることになった。

その結果、私が達した結論は、過去の思想のうち現代への遺産として生かすものがあるとすれば、それは、理念と思考様式とに見いだすことができるということであった。先に挙げた例について言えば、治者と被治者との同一性というデモクラシーの理念は今に生かす理念の典型であると言ってよい。また、政治と戦争とを区別したホブズ、国民の形成を説くスピノザ、人間に固有のプロパティを主物とし政治を従物としたロックの視点は、現代に有意性をもつ思考様式の有力な例とみなすことができるであろう。

このように、私は、過去の思想を歴史化することを通して逆に歴史を超えて今に生かす理念や思考様式を探り、更には、それらを使って現代の政治状況を批判的に分析する作業を行ってきた。今後とも、例えば、人間の作りだした文明が逆に人間を疎外する倒錯状態を看破したルソーやマルクスの思考様式を活用しながら、現代文明を批判的に考察するといった仕事を続けて行きたいと思う。

以上、私はこれまでの研究私史を回顧しながら、そのなかで直面した問題について考えるところを述べてきた。あるいは、私は、自分のことを語りすぎたかもしれない。たとえそうだとすると、上に述べてきたことがら、日本の政治思想史学を

になう同学の諸氏にとって、いささかでも参考に値するものであることを願って筆を擱くことにする。

## ポストモダンの権力と「政治的なもの」の行方

ウォーリン『政治とヴィジョン』（尾形典男・福田歓一・佐々木武・有賀弘・佐々木毅・半澤孝麿・田中治男訳、福村出版、2007年）を読む

川崎 修（立教大学）

### （１）はじめに

シェルドン・ウォーリンの主著である *Politics and Vision* は、日本でも『西欧政治思想史』のタイトルで、すぐれた翻訳を通じて、1970年代後半以来、必読の文献として長く読み継がれてきた。それゆえ、この1960年に刊行された記念碑的な大作の増補版が、ほとんど半世紀近くを経た2004年に、著者自身の手で刊行されたことは、政治思想に関心を持つ者にとって間違いなく大きなニュースであった。この『政治とヴィジョン』増補版は、初版のテキストを（著者によればミス訂正を行ったのみで）「第一部」としてそのまま収録した上で、新たな対象と内容をもった、「第一部」の半分をこえる長さ及び膨大なテキストを「第二部」として書き下ろして付け加えるという形をとっている。つまり、44年の歳月を挟んだ二つのテキストによって構成されているわけである。それでは、2004年の増補は何を新たに付け加えたのだろうか。初版部分と増補部分にはいかなる断絶と連続があるのだろうか。ウォーリン自身、「この増補版はたんなる改訂版ではなく、そこでは初版で議論したものはおおいに異なった形態の政治について考察し、理論化することになる」と述べているし（xv, 六）現代の政治・社会状況は「明らかに、本書の最初の版で用いられた政治上の諸概念に異議を唱えるもの」だとも述べている（xxi, 一四）。加えて、ウォーリンは「著者自身の理解と政治的コミットメントにおける変化と発展」をも示唆している（彼によると、それは「リベラリズムからデモクラシーへの旅として要約できる」という）（xv, 六）。以下では、1960年と2004年の二つの『政治とヴィジョン』の間の共通性と相違に注目しながら、この大著の内容を紹介しつつ論じたい<sup>(1)</sup>。

まず、1960年の初版の『政治とヴィジョン』の主題・問題関心を確認しておきたい。初版の邦訳に付された有賀弘氏の解説の言葉を借りれば、それは「政治における中心的な公共の秩序を創造し、それを保持していこうとする思想の変化」を跡づけることを通じて「公共の哲学を確立しようとする」試みであった（九〇八）。ただし、ここで注意が必要なのは、政治をめぐる概念についてのウォーリンの独特の用法である。彼は、「政治的なもの」と「政治」とを意識的に使い分けている。このうち、「政治的なもの」は、公共性・共通性・一般性と、密接に結びついた、同じ意味の概念として定義されている。彼によれば、それが西洋の政治哲学における伝統的な意味であった。そして政治秩序とは、こうした公共性を有する秩序、「社会の全メンバーがなんらかの利害関心をもつ事柄を処理するために創り出された共通の秩序」である。しかし、社会の各メンバーは、共通の利害と同時に各自の個別的利害をもち、それゆえ、各メンバー間の対立や抗争は不可避である。ここから、ウォーリンは、「政治」を、（a）メンバー（グループ、個人、結社）間での競争上の優位の追求が、（b）変化と相対的な希少性という条件のもとで行われ、（c）その優位の追求が、社会に重大な影響を与えるなど広範な結果を生み出すような活動形態、として定義する。「政治的な」秩序の創造・維持をめざす活動もまた、その秩序のあり方をめぐる争いと不可分である。つまり、「政治は、紛争の源泉であると同時に、紛争解決に努力し、変化に適応しようと模索する活動形態」なのである（4, 五、10-12, 一二～一四）。それゆえ、安定した秩序を志向するあまり、対立の存在そのものを消し去ろうとするような思想は、それ自体「政治」の否定を意味する。

もっとも、政治思想の伝統は、公共的な秩序の



創造・維持と、それにもなう対立や紛争の両者を、必ずしも常にバランス良く正面から論じてきたわけではない。加えて重要なことは、公共的な、つまり「政治的な」秩序の創造・維持の機能が、「政治」ではなく、宗教、道徳、経済、社会などによって、代位されている（代位されるべき）と主張する政治思想も少なくない。ウォーリンは考えていることである。こうした現象を彼は政治の「昇華」と呼んでいるが（371, 385, 四七七、四九四）、そうした場合には、事実上公共的な（つまり政治的な）役割を担っている秩序と秩序形成作用が、その公共性を自覚されることなく、（したがってその公共性に対する批判的検証にさらされることもなく）存在することになる。実のところ、本書初版のクライマックスは、19世紀から現代における政治の「昇華」を跡づける部分にこそある。そして、この点に着目するならば、本書初版は、隠蔽され、嫌悪され、「昇華」された「政治的なもの」と「政治」の行方をめぐる物語として読むことができ、その規範的なメッセージとしては、公共的な秩序の自覚的創造維持の営為としての政治の擁護だということになる。

## （2）ポストモダンの権力

それでは増補された第二部の主題・問題関心は何なのだろうか。ウォーリンによると、それは、直接的には現代のアメリカが自由民主主義の理念を逸脱した体制に変質してしまったのではないかという疑問であり、彼はその体制を「スーパーパワー」と「反転した全体主義」という観念であらわしている。しかし、この体制の変質は、権力（power）のあり方の変容と不可分であり、この変容の発現形態とも呼ぶことができる。つまり、増補版第二部を貫く問題関心の中心にあるのは、権力の問題、「近代の権力からポストモダンの権力へ」（第二部第十一章のタイトル）の推移という問題である。では、それはどのようなものなのか。ウォーリンによると「二十世紀は近代の権力が満潮を迎えた時代」である。「そこでは世界中の支配的な諸国家システムが、巨大権力のホップズのヴィジョンを完成させ、そして使い果たして

いったのである。それを体現していたのは行政国家、あるいは官僚制国家であり、そのための道具は政府による規制である。」そしてこうした官僚制的権力構造は、国家だけでなく企業においても広く行き渡り、国家においても企業においても、権力は組織的に集中し、「権力はその「中心」から下位の諸単位へと流れると考えられていた。」しかし、彼によると、今やこの権力は衰退しつつあり、20世紀の終わりと21世紀の始まりあたりで「権力の進展に「途絶」が起こり、近代の権力からポストモダンの権力への転移が始まった」というのである（xvii-xviii, 九～一〇）。

では「ポストモダンの権力」とは何か。近代の権力からポストモダンの権力への変化において決定的に重要なのは、「国家の指導的役割がいまや、性格上第一義的に経済的とこれまで考えられていた権力の諸形態と共有されるに至ったことである（563, 七一四）」しかしそれはたんに経済の政治的重要性が増したということではなく、「経済的なものが生活のあらゆる領域を支配」することを意味している（566, 七一八）。そして、このことによって、ポストモダンの権力は際限のない拡大膨張の可能性をもつことになる。ウォーリンによると、近代の権力構造の源には、科学革命、経済革命（市場と産業の革命）、政治革命がある（401, 五一三）。そしてその意味では、ポストモダンの権力は近代の権力の延長上にある。だが、近代の権力の中心的担い手とされる国家の権力は、立憲主義的な制約を受け、それによって、権力の十全な展開がある程度は抑制されてきた（402-405, 五一五～五一八）。これに対してポストモダンの権力は、資本蓄積と技術革新の論理が国家に浸透することによって、近代の権力に潜在していた無限の拡大性向を解放したのである。

したがって、ポストモダンの権力においては「事実上の（*de facto*）権力」が「法的に正当な（*de jure*）権力」と矛盾し、それを凌駕することになる。ウォーリンはすでに1980年代から、「政治経済体制（political economy）」や「経済政体（economic polity）」といった概念を使って、経済を中心とした「事実上の権力」が「法的に正当な

権力」である政治権力を浸食しているという状況を理論化しようと苦心していた<sup>(2)</sup>。そして本書では、経済だけでなく、科学技術や文化をも取り込む形で「事実上の権力」の概念が構築されている。第二版の増補部分で集中的に論じられる思想家は、(ロールズを除けば)マルクス、ニーチェ、ポパー、デュエイであるが、彼らを選ばれたのは、まさにこの権力概念の再構築と関係している。すなわち、権力としての経済の思想家としてマルクスが、権力としての文化の思想家としてニーチェが、そして科学や技術の権力が政治や経済の権力とどう関係すべきかをめぐって苦闘した思想家としてポパーとデュエイが選ばれたわけである。つまり、増補部分は「事実上の権力」を中心に展開されており、そのことは、ポストモダンの権力の主役が「事実上の権力」であることを物語っている。

### (3)「スーパーパワー」と「反転した全体主義」

ウォーリンは現代のアメリカを理念型としての「スーパーパワー」と「反転した全体主義」という観念によって特色づけようとしている<sup>(3)</sup>。実は、この二つの観念は「ポストモダンの権力」と不可分の関係にある。

「スーパーパワー」とは「それがみずからに課そうとして選びとったもの以外にはいかなる限界をも受けいれない、膨張力を持った諸権力のシステム」として定義される。「そのシステムは、法的に正当な権力である「民主的」な国家の政治的権威と、現代の科学技術と大企業資本との複合体に象徴される諸権力とを混ぜ合わせたもの」であり、「非政治的な事実上の諸権力と法的に正当な政治的権威との共存」によって構成される。それは何よりも無制限に膨張する権力であり、だからこそポストモダンの権力の「新興の代表」であるとされるが、この無制限の膨張を続ける体制の「原動力、推進力」は「事実上の諸権力」のほうであって「正当な政治的権威」ではない。科学上の、技術上の、経済上の「諸革命」の次々と変化を引き起こす力に比べて、近代の政治上の諸革命

は、「(変化への)不満や否定的態度の蓄積を象徴する傾向」を示している。「スーパーパワーのもとでの諸権力の協力関係は、これらの諸権力を駆り立てている全体性への渴望と、憲法上の制約と民主的な責任と参加によって表されているような、規制された権威という理念との間に緊張を生み出している。」したがって、この「スーパーパワー」なるものは、普通に使われる「超大国」という意味だけにはとどまらない。この「スーパーパワー」は何よりも、「新しい……政治体制」なのである(xvi-xviii, 七~一〇)。おそらく、ここではアレントが『全体主義の起源』において、全体主義を新しい政体と呼んだことが想起されるべきであろう。しかし、この「政治体制」の新しさは、それが政治的な正当性を迂回して無限の権力膨張を続けるという意味で、もはやたんなる政治体制ではないということにこそあるのである。

「反転した全体主義」という奇妙な観念を理解するためには、ウォーリンがいかなる意味で「全体主義」という言葉を使ったのかということと、いかなる意味で「反転」しているのかを確定する必要がある。まず、彼は、現代アメリカのどこに「全体主義」の兆候を見出したのだろうか。この増補版とほとんど同時期の2003年に発表された論文の簡潔な表現を使うならば、「弱体な立法院」、「従順かつ抑圧的な司法システム」、既存のシステムの再構築のみに没頭する政党、そして「追従的で、ますます一極化しつつあるメディアであり、資金提供する企業との連携を強める大学であり、資金豊富なシンクタンクや保守的な財団などの形で制度化されたプロパガンダ装置」などがその「構成要素」とであるとされる。しかしおそらくより重要なのは、抑圧や追放の不安による支配とでも呼ぶべき要素である。ウォーリンによると、ナチのテロルは住民全体に対して適用されたわけではなく、テロルの目的は「ある種の漠然とした不安(拷問の噂)」を広め、それによって住民全体を管理・操作することにあった。そして現代のアメリカにおいても、「9月11日」以降の治安政策や、「無慈悲なまでにダウンサイジングを行う企業経済や、年金や医療給付の廃止ないし削減」や、

社会保障に冷淡な「企業よりの政治システム」が醸成する不安によって、こうした漠然とした恐怖や不安による支配・管理がもたらされているという。

では、「反転した全体主義」はナチ的な全体主義の何が反転しているのか。一つは政治的動員の強度の違いであり、後者が強度な政治的動員を行うのに対して、前者を特色づけるのは政治的な動員解除、脱政治化である。さらに後者では大企業が政治的統制に服したのに対して、前者では、反対に、「資本主義の原動力を代表し、科学と技術の統合によって得られる無限膨張的な力を代表するものとしての企業権力こそが、全体化の推進力をもたらすのである」<sup>(4)</sup>。実のところ、「スーパーパワー」と「反転した全体主義」は、その体制の根本原理を共有している。すなわち、「その体制の徳（ヴィルトゥ）は体制そのものの力学、不断の拡大に存する」のである（595, 七五二）。そして、ナチ的な全体主義が「近代の権力の満潮」の時代に対応するものだとすれば、「反転した全体主義」はポストモダンの権力に適合した全体主義だということになる<sup>(5)</sup>。

#### （４）「政治的なもの」の行方と「変移的デモクラシー」

それでは、1960年の初版部分と2004年の増補部分の間にはいかなる断絶と連続があるのだろうか。これまで見てきたように、ウォーリンは、一つの時代の終焉と新たな時代の到来という時代認識を示している。初版が出版された1960年はまさに近代の権力の絶頂期であり、「組織化の時代」のただ中であった。2004年 それはグローバルな金融資本主義の拡大と「テロとの戦い」によって象徴される時期である 増補版は、国家が積極的に大きな役割を果たす組織資本主義の時代から新自由主義の時代への変化をストレートに反映していると言えよう。だが、現状認識の転換は政治的課題に関する規範的なヴィジョンの転換をもたらしたのだろうか。ウォーリンは増補版の結論部分でその核心を述べている。それによると、「企業的国家（corporatist state）の発展とそれ

に伴う永久革命は、本書第一部の結びのところで引き合いに出した諸条件を時機はずれのものとした。そこでは、中心的課題は共同体と権威との融和であると述べられた。……現在における中心的問題は、融和をではなく不一致をめぐるものであり、デモクラシーが全体性に供給する正当性をではなく、論争的（discordant）デモクラシーの育成をめぐるものである（605-606, 七六四）」

第一部第十章では、19世紀半ばから20世紀にかけての時代は「共同社会にあこがれをもつ組織化の時代」として意味づけられており、そこでの課題はまさに「共同体と権威との融和」であった。ウォーリンは、この時代の政治思想家たちが、イデオロギー的な立場の違いをこえてこのテーマを執拗に論じたこと、それにもかかわらずかれらの議論は、この課題を政治の課題とすることを拒否し、むしろ「社会」（それ自体は非政治的な組織や団体）に統合の主体としての役割を期待するものであり、この「政治の昇華」のために「政治的なもの」が見失われてしまったということを論じていた。それにたいして、ウォーリンは、社会全体の共通の次元としての「一般的政治的次元」を再確認し、政治の「一般的統合機能」を強調していた（389, 四九九）。そしてそのことが、本来的な「政治的なもの」の復権につながると考えていた。しかし、2004年においてはこの議論はもはや的外れだということである。

たしかに、経済・科学技術・文化の「事実上の権力」が「法的に正当な権力」と結合して混成体を形成しつつ、前者が後者を大きく規定しているという増補版で示されたポストモダンの権力の社会像は、「政治的なもの」が経済や倫理やとりわけ社会によって代位されるという、第一部で示された「政治の昇華」に似ていなくもない。だが、たとえそうだとした場合、そこには、かつての疎外論的な論理 「共同社会にあこがれをもつ組織化」という、「本来的」な政治の疎外形態の自覚化を通じて「本来的」な政治の復権を呼びかけるという規範的ヴィジョン はもはや存在しない。

しかし、「政治的なもの」への問いをウォーリ

ンは断念したわけではない。ただ、「政治的なもの」はデモクラシーに、それも「融和」ではなく「不一致」を本質とする「論争的デモクラシー」に姿を変えている。そして、増補版の最終章最終節「変移的 (fugitive) デモクラシー」は、この「政治的なもの」の新たな存在様式を提示する試論となっている<sup>(6)</sup>。そこでウォーリンが主張するのはデモクラシーの再定義である。「出発点として必要なのは、デモクラシーに「ひとつの」本来のあるいは定着した形態を帰属させている古典的および近代的観念を拒否することである。」そもそも「よく言ってもデモクラシーはごくまれにしか「統治」しなかった。」「多数支配というデモクラシーの権力原理は虚構である。多数とは、金銭、組織、メディアによって作り上げられた人為的作品である。」それに対して、彼は、デモクラシーを「定着したシステムであるよりむしろ、はかない現象」として再定義し、それを「変移的デモクラシー」と呼んでいる。それは特定の統治形態ではなく、「変幻自在で無定型なもの、自分たちのごく小さな力を集団化するという危険を冒す以外には不正の除去のための手段をもたない人びとの側における不満に対応できる、広範囲の可能な形態や変形を含むもの」である。そして、それは、「経験の機会、まっとうな (decent) 生活を何とか維持していくことが……主要な関心事となっている人びとの側において深く感じられている苦情や必要に対する具体化された応答」であり、「現状に抗議し、諸々の可能性を明らかにしていく活動」である (601-603, 七五九~七六一頁)。

「変移的」は、一つにはデモクラシーの「必然的に偶発的な性格 (602, 七六〇)」、つまりは時間限定的で、永続化、制度化されない運動としての性格を意味する。しかし、それは「大打撃を与える機会を待ち構えるといううっ積した革命的熱病を意味しない」、つまり革命の特権的瞬間にのみデモクラシーは実現するという意味で一時的というわけではない。それは民衆 (demos) の具体的な生活とより密接に結びついているため、「小規模」であること、「地域主義 (localism)」的であることをも含意している (603, 七六一~七六二)。

ここからウォーリンは、「デモクラシーの可能性は伝統的地域主義とポストモダンの遠心主義を結合することにかかっている」と結論する (604, 七六二)。この一節の意味は重大である。かつて初版においては「多元主義の行き過ぎ」を緩和し、一般的・統合的という意味での公共性を再確認することこそが「政治的なもの」の復権を意味していた (389, 四九九)。しかし、増補版においては多元性の活性化こそが、デモクラシーの、つまりは「政治的なもの」の残された希望となった。たしかに、ポストモダニズムの差異の政治に対しても (586, 七四二) 「伝統的な地域主義」に対しても (604, 七六二) ウォーリンは必ずしも楽観的ではなく、その評価には両義性がつきまわっている。しかし、それにもかかわらず、「政治的なもの」の存在様式をめぐる劇的な変化は見落とされるべきではない<sup>(7)</sup>。

こうしたデモクラシーは、「経済政体」が求める変化への強制に対する抵抗の企てとなる。近代以降においては「進歩はエリートによって決定され、非エリートによって受忍された。」そしてデモクラシーは「エリートによって開始され、永続化される永久革命」に対する民衆 (demos) (彼らは非エリートであり「日常の文化的伝統の担い手」である) による抵抗なのである (605, 七六三~七六四)。このことは、あえて言うならば、デモクラシーが、今や、公共の秩序の形成維持の営みにではなく、「特殊利益」として周縁化される側の抵抗にこそあるとウォーリンが見ていることを意味する。この劇的な変化の背景には、おそらく、ポストモダニックな差異の政治の再評価だけではなく、「公共の利益」が資本蓄積と技術革新の要請と等置され、それに抵抗するものが特殊利益として周縁化され続ける新保守主義/新自由主義の状況が反映しているものと思われる。

そして、もう一つ付け加えるならば、この多元主義をめぐる劇的な評価の転換は、「全体主義」に対するウォーリンの認識と密接に関係していると思われることである。本書初版の結論部分で、彼は次のように書いていた。「現代にふさわしい挑戦は、全体主義がわれわれに示してみせた実状

を、承認するところにあると言うべきではなからうか。そして、その実状とは、社会が集団主義崇拜によってもたらされた統合の解体に鋭く反作用を起こしており、その結果、この細分化の時代に政治的なものを再確立するためには、もっとも極端な方法にさえ依拠しかねないということに他ならない。事態がこうであるとすれば、非全体主義社会のなすべき任務は、多元主義の行き過ぎを緩和することである(389, 四九九)。」つまり、全体主義を恐れるあまりに多元性を一方的に擁護することは、かえって、政治的統合の要請を全体主義に独占させることになりかねないという危惧である。これは、1960年という時代、全体主義とは多元性の否定であるゆえ多元主義の擁護こそが自由の擁護だとされることが(少なくともアメリカの政治学では)一般的であった時代には、画期的かつ反時代的なメッセージだったはずである。しかし、既に見てきたように、ナチズムや旧ソ連研究を除いては、「全体主義」がもはや政治学・政治思想の主要な関心ではなくなった今日のアメリカにおいて、ウォーリンの眼には、予想外の姿で、全体主義は現実性を帯びてきた。それゆえ、今こそは多元性・多様性の擁護が必要な時だと彼は考えたのではあるまいか。そして、彼の「政治的なもの」および「政治」の観念が、もともと統合と抗争、共同性と多様性との微妙なバランスを伴っていたことを考えれば、「政治的なもの」と「政治」の擁護という点では、その立場は一貫していると言えるかもしれない。

初版部分に比べて、増補部分は、良くも悪くもはるかに同時代性が強まっている。しかし、初版当時から、ウォーリンにとっての政治哲学は、「永遠の相の下に」あるのではなく、眼前の具体的状況に「アンガージュ」する「時代の書」であることを本質とする(24, 二九)。「日付をもつ」ことは宿命なのだ。ウォーリンが、本書の改訂でなく、膨大な追加による増補を選んだのもそのためであろう。もちろん、同時代性が強まれば強まるほど、時代遅れになるのが早まることも事実である。しかし、「時代の書」と、時と場所を隔て

た読者たちとが対話できるということも、彼にとっての政治哲学の存在様式だった。2004年においてもその確信はいささかも変わってはいない。「この増補版と最初の版を結び合わせている根底的な確信は、もしわれわれがわれわれ自身の時代の政治に参加することを選択しなければならないとすれば、過去の理論についての批判的な知識は、われわれの思考を鋭いものにし、われわれの感性を開拓していくのに、おおいに役立つということである(xv, 六)。」本書は、1960年と2004年という二つの計測点から現代の相貌を立体的に映し出すことによって、これからも長らく、読者の想像力を刺激し続けるだろう。

\*本文中の( )内のアラビア数字およびローマ数字は Sheldon S. Wolin, *POLITICS AND VISION Expanded Edition*, Princeton University Press, 2004 のページ数を、漢数字は『政治とヴィジョン』(尾形典男・福田歎一・佐々木武・有賀弘・佐々木毅・半澤孝磨・田中治男訳) 福村出版、2007年のページ数を示している。ただし、訳文は一部変更している。

(註)

- (1) 本書については、千葉真氏が詳しい紹介の論文を発表している。「「スーパーパワー」批判とポストモダン・デモクラシー論 ウォーリン著『西欧政治思想史』増補新版の刊行に寄せて」、『思想』975号(2005年7月)66-75頁。
- (2) たとえば、“Democracy and the Welfare State: The Political and Theoretical Connections Between Staatsräson and Wohlfahrtsstaatsräson”, *Political Theory*, 1987, vol.15, no.4, pp.467-500. (「民主主義と福祉国家 「国家理性」と「福祉国家理性」の政治的理論的連環」、ウォーリン(千葉真、斎藤真、山岡龍一、木部尚志訳)『アメリカ憲法の呪縛』(みすず書房、2006年)に収録)
- (3) ウォーリンは近著においても、この二つの概念を使って現代アメリカ政治を論じている(投資銀行の看板を思わせるカバーの装丁が象徴的である)。Sheldon S. Wolin, *DEMOCRACY INCORPORATED: Managed Democracy and the Specter of Inverted Totalitarianism*, Princeton University Press, 2008.
- (4) シェルドン・ウォーリン(杉田敦訳)『逆・全体主義』

『世界』717号(2003年8月)74-77頁。同趣旨の記述として本書(591-594, 七四七~七五一)。

- (5) 「不安による支配」に注目する全体主義像は、藤田省三が「全体主義の時代経験」(『全体主義の時代経験』、みすず書房、1995年収録)においてアレントの『全体主義の起源』の中に読みとった「追放の運動体」としての全体主義という観念を想起させる。加えて、絶えざる拡大と膨張は、アレントが全体主義の、もとをたどれば帝国主義と資本主義の本質として見出した特質である。(川崎修『アレント』、講談社、1998年参照。)
- (6) ウォーリンは、1996年の論文“Fugitive Democracy”(Seyla Benhabib(ed.) DEMOCRACY AND DIFFERENCE, Princeton University Press, 1996, pp. 31-45.)の中で、「政治的なもの」と「政治」について次のような興味深い定義を行っている。「私は、政治的なものを、以下のような観念の一つの表現として理解するつもりである。その観念とは、さまざまな相違点を含んだ自由な社会は、その相違にもかかわらず、公的な討議を通じて、その集合体の福利を増進もしく保護するために集合体の権力が行使される、共同性の瞬間を享受することができるという観念である。政治とは、その集団の公的機関が利用可能な諸資源に対するアクセスをめぐる、主として組織された対等ではない社会的諸力によって行われる、合法的かつ公的な争いをさす。政治は連続的で絶え間なく、終わりもない。それに対して、政治的なものは一時的で、まれなものである。」また、デモクラシーについては「政治的なもののたくさんの変種の中の一つ」とされ(p. 31)、さらに「政治的なものが思い起こされ、再創造される一つの政治的瞬間、おそらく最も重要な政治的瞬間である」(p. 43)と述べられている。この「政治的なもの」の叙述を、『政治とヴィジョン』初版と比較するならば、その「一時的」な性格が強調されていること、デモクラシーときわめて密接な関係にあることがわかる。
- (7) ウォーリンとポストモダニティやポストモダニズムの関係については、森政稔「シェルドン・ウォーリンの政治理論と『脱近代』の政治 『政治学批判』」によせて『社会科学研究』第41巻第2号(1989年)川出良枝「『政治的なもの』とその運命 八〇年代のラディカル・デモクラシー」『創文』299号(1989年5月)および、川崎修「『政治的なもの』の変容」日本法哲学会編『法的思考の現在』、有斐閣、1991年を参照。

## ポーコッキアン・モーメント、それは今？

J・G・A・ポーコック『マキアヴェリアン・モーメント フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』(田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳、名古屋大学出版会、2008年)を読む

小田川 大典(岡山大学)

本訳書は、刊行されるやいなや、政治学から歴史学まで実に広範な領域において論争をまきおこし、前世紀第四クォーターの政治思想研究に決定的な影響を及ぼした問題の書の1975年版(第1～15章)に、刊行後の論争を回顧した二つの論文(1981年発表の第16章と2003年発表の第17章)を付したものの翻訳であり、「訳者後書き」にもあるように、同書の外国語訳としては最も包括的なものである<sup>(1)</sup>。待望の翻訳であり、評者もまちががなくその刊行を心待ちにしていたひとりではあるのだが、再読して痛感したのは、この本の扱いの難しさである。

おそらく最も無難な紹介を試みるならば、本書はルネサンス期のフィレンツェで発生した「シヴィック・ヒューマニズム」「個人の自己実現が達成されるのは、専ら市民、すなわち、ポリスあるいは共和国という自律した〔つまり何ものにも従属・依存しない〕決定をなしうる政治共同体の、自覚的で自律的な参加者として行為する場合にかざられると主張する」アリストテレス的な卓越主義<sup>(2)</sup>が(第2部)、17・18世紀のイングランドにおいてどのように継承され、アメリカ革命期の政治思想にどのような影響を及ぼすに至ったか(第3部)を描いた「トンネル史」の試みということになるであろう。あるいは、マンスフィールドやヴァソーリが示唆しているように、ハンス・バロン(更にはエウジェニオ・ガレン、フェリックス・ギルバート等)のルネサンス思想研究と、パーナード・ベイリン(更にはキャロライン・ロビンズ、ゴードン・ウッド等)のアメリカ革命期の思想についての研究とを、J・H・プラムのイングランド政治史研究を踏まえつつ架橋した、壮大な研究史のレビューとして読むことも可能である<sup>(3)</sup>。

だが、本書のオリジナリティは、何よりも、そ

うした個々の思想家のテキストの解釈や研究史の整理を、表題にある「マキアヴェリアン・モーメント」として再構成したことこそ見出されるべきであろう。著者によれば、マキアヴェリアン・モーメントとは、一方で、思想史においてシヴィック・ヒューマニズムが出現し、強い影響力を持つことが可能(あるいは必然)となった瞬間本書が対象としている共和主義思想史を構成しているのはそのような瞬間の継続であるのことを示し、他方ではシヴィック・ヒューマニズムという思想が時間的な問題あらゆるものを「腐敗」させる傾向を持つ時間の中で、いかに共和国の自由を安定に保つかという問題を軸に展開されていることを意味している。そして、この、歴史(時間)的な文脈によって可能性(あるいは必然性)を付与された「時間の政治学」の発生を浮き彫りにすべく、ポーコックは本書を、まだ「時間の政治学」が歴史(時間)的に不可能であった中世の無時間的な抽象的普遍主義についての描写から議論を始めている。中世末期においては、個別的なもの、偶然的なもの、うつろいゆく(つまり時間的な)ものを非合理的現象とみなし、専ら普遍的なもの、変化しない(つまり時間の腐食作用を受けない)ものだけが合理的であるという神学的な見方が支配的であり、個別的な状況や偶然の出来事を認識し、対処するための概念装置が極めて未発達であった。いわば神の無時間の合理性を根拠に一切の時間的=世俗的なもの歴史的世界における人間の様々な営為とそれを通じて人間が達成する成長を「非合理」あるいは「罪」として切り捨てるアウグスティヌス的な抽象的普遍主義が呪縛となって、「世俗的な歴史の領域において、新しい秩序を創出する能力を人間に与える理論」の成立が決定的に妨げられていたのである(第1部)。

だが、ルネサンス期以降、そうした中世の神学的無時間、古典古代の知恵の「再生」と15世紀のフィレンツェの政治的危機の中で醸成された「不屈の世俗的な市民的精神」によって解体され、政治という世俗的な活動によって時間の腐食作用を喰い止める「時間の政治学」の発生を可能（あるいは必然）たらしめる歴史的な文脈が形成される。このように特定の歴史的な文脈の中で可能性（あるいは必然性）を付与された「時間の政治学」としてのシヴィック・ヒューマンイズムの盛衰がマキアヴェリアン・モーメントの具体的な内実であり、本書の中核部分である第2・3部を構成しているのは、その弁証法的な物語にほかならない<sup>(4)</sup>。

正直なところ、この第2・3部についていえば、19世紀以降の思想史を不十分に齧っただけの評者が容易に立ち入ることができる領域ではない。しかし幸いなことに、この中核部分については、ルネサンス期から18世紀までの各時代の専門家による30年以上の議論の蓄積があり、管見のかぎりでも、本訳書についての幾つかの書評がこの部分を中心に論じている。そこで以下においては、刊行後の様々な議論を踏まえた上で改めてポーコックが本書の議論を位置づけなおした第4部の議論を、現代政治理論における共和主義研究の観点から眺めることにしたい。特に注目したいのは、第17章第1節で展開されているクエンティン・スキナー批判である。

そこにおいてまずポーコックは、バロンの学説をも踏まえつつ自らの共和主義史解釈を整理し、スキナーの見解との比較を試みている。バロン＝ポーコック説によれば、マキアヴェリアン・モーメント「世俗的な歴史の領域において、新しい秩序を創出する能力を人間に与える理論」が発生した歴史的瞬間の発端となった政治哲学は、15世紀のフィレンツェにおいてアリストテレスの「政治的動物」の理念に依拠して表明されたシヴィック・ヒューマンイズムであった。それに対しスキナーは、『近代政治思想の基礎』において、既に12・13世紀には存在していたキケロ的な政治哲学の重要性を強調する。スキナーによれば、キケロのローマ的な政治哲学は、アリストテレス

のギリシア的な政治哲学と異なり、社会的な価値や文化的な価値をも内包した、より十全なヒューマンイズムであった。公共的な活動という政治における自己形成に特別な価値を見出す「徳」重視のアリストテレス的な政治哲学と、「法の支配」による「平和」の下での「権利」の保護（「他人によって課される不正」からの自由）を優先する「正義」重視のキケロ的な政治哲学。共和国が帝国へと変容するとき、前者は「自由と徳が失われ、人間は今や自ら自己形成できない体制の臣民となった」と悲嘆に暮れるであろうし、後者は「ひとびとは普遍的な平和の帝国の中で解放された」と歓喜の声を挙げる。たしかに初期近代に後者のような世俗の精神が存在したことは確かであろう。だが、そのような「リベラルな帝国＝支配（empire）のイデオロギー」が持ち出される背景には、初期近代における共和主義的政治の発生の根底に古代的な価値が存在したというマキアヴェリアン・モーメント説の核心を「過小評価ないしは無視」しようとするリベラル特有の「欲望」が透けて見えるとポーコックは指摘する。

ただし、注意しなければならないのは、ここでポーコックがマキアヴェリアン・モーメントの意義を唱える際、必ずしもスキナーのキケロ的リベラリズムに対抗してアリストテレス的な卓越主義（シヴィック・ヒューマンイズム）を唱えているわけではないということである。理論上の争点は、両者のバーリン解釈の仕方の相違に着目することで明らかになるように思われる。まずスキナーは、後にアイザイア・バーリン講義「第三の自由概念」（2002年）において自ら述べているように、近代社会における価値の多元性を根拠に、アリストテレス的な「本質顕現」を唱える卓越主義を危険な積極的自由論だと批判し、リベラルで中立的な消極的自由論の砦に立てこもる必要性を唱えている<sup>(5)</sup>。それに対しポーコックは、バーリンの見解を、政治生活とは最終的な和解のありえない異なる価値体系の衝突を特徴とするものであり、

そうした和解不可能な価値の対立への対処こそが政治哲学の役割であるということ、そして近代社会においては、自由の消極的概念と積極的概



念とが和解不可能なかたちで存在しているということ、という三点に整理し、マキアヴェリアン・モーメントが、時間的＝個別的なもの／普遍的な共和国、腐敗への傾向性／徳の涵養、近代人の自由／古代人の自由といった和解不可能な価値の対立を常に孕んだものであり、そうした弁証法と両義性への対応がマキアヴェリアン・モーメントの政治哲学 シヴィック・ヒューマンイズムの政治哲学ではなく であることを繰り返し強調している<sup>(6)</sup>。いわば、ポーコックは、バーリンの政治哲学を踏まえつつ、「世俗的＝時間的」な世界における個別性と普遍性の衝突という不可避の条件を踏まえ、消極的自由と積極的自由との

より正確に言えば近代人の自由と古代人の自由との 両義的な弁証法への対応を試みるマキアヴェリアン・モーメントの政治哲学を構成し、それによって、近代社会における価値の多元性という事実をいわば「葵の紋所」として消極的自由論の勝利を一方的に宣言する中立的リベラリズムへの理論的な対抗を試みているのであり、この第17章は、18世紀のアメリカで終わるはずだったマキアヴェリアン・モーメントを現在も継続中のものとして再生しているように読めるのである<sup>(7)</sup>。

ポーコックのいうように、それがバーリン消極的自由論が好まれる傾向によるものか、政治思想史研究における「哲学、神学、法学という三つの主権」の排他的な支配の伝統によるものかは定かではないが、少なくとも現代の政治思想史研究にかぎって言えば、アリストテレス的な卓越主義としてのシヴィック・ヒューマンイズムを軸とした共和主義研究は、どちらかといえば批判されることの方が多かったように思われる<sup>(8)</sup>。果たして、わが国でも共和主義研究が盛んになりつつある中、本訳書がこの30年間の論争の総括を含めた包括的なかたちで刊行されたことは、ポーコックの共和主義研究の受容を可能（あるいは必然）にする歴史的文脈が到来したことを意味しているのだろうか。より率直な言い方をすれば、ポーコックが読まれることが可能（あるいは必然）になるような歴史的文脈の発生は、わが国においても認められるのだろうか。おそらくは十年単位での観

察と慎重な判断を要する、安易な推測を許さない問題であるが、わが国の政治思想研究において今後本書がどう受容されるか、刮目したい。

- (1) 同書については既に、関連する文献を広範に渉猟した詳細なコメンタリーともいえる『共和主義と啓蒙』（ミネルヴァ書房、1999年）が田中秀夫によって刊行されており、本訳書刊行後も、『思想』1007号（2008年3月）でポーコック特集が組まれたほか、管見のかぎりでも、17・18世紀の専門家による書評が『論座』（犬塚元、2006年8月号）、『イギリス哲学研究』（小林麻衣子、第32号、2009年）、『社会思想史研究』（土井美德、第33号、2009年9月刊行予定）に掲載されている。なお、ポーコックと以後の共和主義思想研究については、田中秀夫ほか編『共和主義の思想空間』（名古屋大学出版会、2006年）、佐伯啓思ほか編『共和主義ルネサンス』（NTT出版、2007年）、『社会思想史研究』の特集「共和主義と現代」（第32号、2008年）が有益である。また、同書の影響下で編まれたIstvan Hont and Michael Ignatieff eds., *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, Cambridge University Press, 1986. の邦訳が既に刊行されているほか（水田洋ほか訳『富と徳』未来社、1991年）本稿執筆中に、ケンブリッジ学派における共和主義思想史研究のもう一つの代表作である Quentin Skinner, *The Foundations of Modern Political Thought*, 2 vols., Cambridge University Press, 1978. の全訳が刊行されたことも付言しておきたい（門間都喜郎訳『近代政治思想史の基礎』春風社、2009年）。
- (2) J.G.A. Pocock, "Civic Humanism and its Role in Anglo-American Thought," *Politics, Language and Time*, Atheneum, 1973, p. 82.
- (3) Harvey C. Mansfield, Jr., "Book Review," *The American Political Science Review*, 71, 1977; Cesare Vasoli, "The Machiavellian Moment: A Grand Ideological Synthesis," *The Journal of Modern History*, 49, 1977.
- (4) 本書で展開されている "civic humanism" の歴史の概要については、前掲 *Politics, Language and Time* に収録されている二つの論文 "Civic Humanism and its Role in Anglo-American Thought," "Machiavelli, Harrington and English Political Ideologies in the Eighteenth Century" を参照。「マキアヴェリアン・モーメント」という論じ方をしていない分平易であり、有益である。
- (5) Quentin Skinner, "A Third Concept of Liberty," *Proceedings of the British Academy*, 117, 2002. この

講義を含め、共和主義的自由についての一連の論争については、拙稿「共和主義と自由」(『岡山大学法学会雑誌』、54巻4号、2005年)および「現代の共和主義」(『社会思想史学会年報』32号、2008年)を参照。

- (6) ポーコックが、スキナーと異なり、バーリンの「二つの自由概念」以外の諸作品、特に1953年の報告をもとにして1972年に刊行された論文「マキアヴェッリの獨創性」(佐々木毅訳、『思想と思想家 パーリン選集1』岩波書店、1983年、所収)を重視している点は注目に値する。
- (7) ポーコックのスキナー批判としては、思想史方法論についての論文を集めた近刊 J.G.A. Pocock, *Political Thought and History: Essays on Theory and Method*, Cambridge University Press, 2009. 所収の“Quentin Skinner: the history of politics and the politics of history”も参照。
- (8) 典型的なものとして、岡野八代『シティズンシップの政治学』(白澤社、2003年)および渡辺幹雄『ロールズ正義論とその周辺』(春秋社、2007年)を参照。なお、前者については拙稿(書評)「境界線へのうたがい」(『政治思想研究』6号、2006年)も参照。

## 2008年度第3回理事会議事録

2009年5月23日(土) 13時～14時15分

於・青山学院大学

文責：事務局 長妻三佐雄

出席者：

理事

米原謙(大阪大学)、飯田文雄(神戸大学)、石川晃司(岐阜聖徳学園大学)、岡野八代(立命館大学)、押村高(青山学院大学)、亀嶋庸一(成蹊大学)、苅部直(東京大学)、川合全弘(京都産業大学)、川崎修(立教大学)、川出良枝(東京大学)、菅野聡美(琉球大学)、菊池理夫(三重中京大学)、北川忠明(山形大学)、権左武志(北海道大学)、齋藤純一(早稲田大学)、清水靖久(九州大学)、杉田敦(法政大学)、関口正司(九州大学)、添谷育志(明治学院大学)、田村哲樹(名古屋大学)、寺島俊穂(関西大学)、萩原能久(慶應義塾大学)、松田宏一郎(立教大学)、山田央子(青山学院大学)、吉岡知哉(立教大学)、渡辺浩(東京大学)

監事

小田川大典(岡山大学)、向山恭一(新潟大学)

議題：

### 1．2008年度決算報告

事務局より会計報告がなされた。小田川監事より会計報告内容に相違ないことが報告され、了承された。

### 2．2009年度予算案

米原代表理事より予算案が提出され、了承された。

### 3．各種委員会報告

・研究会企画委員会

岡野理事より、今年度の企画について、特に問題なく実施されているとの報告があった。

・学会誌編集委員会

菊池理事より、『政治空間の変容 政治思想研究第9号』についての報告があった。

・国際交流委員会

吉岡理事より、7月4～5日に立教大学で開催される日韓政治思想学会交流のシンポジウムについて報告がなされた。松田理事より、日程とプログラムが決定したこと、ホームページにプログラムを掲載すること、宣伝ポスターが間もなく完成することなどが報告された。また、吉岡理事より、学会の英語での正式名称を決める必要がある旨が提起された。CSPTとの関係についても議論がなされた。

・ホームページ委員会

萩原理事より、ホームページが刷新された旨が報告された。米原代表理事より、来年度研究会から、研究会の報告レジュメをホームページよりダウンロードする方式を採用する旨が提案され、了承された。会員だけがダウンロードできるようにパスワードを設定すること、発表者が当日レジュメを持参する方式も認めることなどが了承された。

### 4．出版助成制度について

米原代表理事より、出版助成制度について提案があり検討がなされた。応募原稿の選考がきわめて困難であるなどの反対論があったので、代表理事は提案を撤回した。

### 5．新入会員の承認

以下の20名の入会希望者の入会が承認された。

福嶋純一郎、馬路智仁、西山真司、蜂谷徹、山本圭、吉田健一、李セボン、山本祥弘、片山杜秀、高橋義彦、榎木憲一郎、山田陽、大塚健洋、片山慶隆、梅川佳子、望月詩史、中村隆志、熊谷英人、蓮見二郎、河野雄一

## 政治思想学会2008年度会計報告書

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	6,475,708	研究会開催費	189,377
補助金（櫻田会）	1,000,000	業務委託費	975,475
会費	2,204,000	学会誌費	1,051,050
学会誌売上金	174,600	事務局費	50,820
非会員研究会参加費	15,000	会報費	237,300
利子	1,951	交通費	53,060
		支出合計	2,557,082
		次年度繰越金	7,314,177
総計	9,871,259	総計	9,871,259

（単位：円）

\* 本会計年度は2008年4月1日より2009年3月31日である。

\*\* 業務委託費は、通信費・コピー代などの実費請求費を含む。

\*\*\* 収入の部の学会誌売上金は風行社扱いが110,550円、事務局扱いが64,050円である。

## 政治思想学会2009年度予算案

	収入の部		支出の部
前年度繰越金	7,314,177	研究会開催費	200,000
補助金(櫻田会)(学会誌発行助成金)	1,000,000	業務委託費	950,000
会費	2,200,000	学会誌費	1,200,000
学会誌売上金	100,000	事務局費	25,000
日韓文化交流基金〔国際学会議助成金〕	384,000	日韓国際学会議開催費	1,044,000
社会科学国際交流江草基金〔国際学会議助成金〕	460,000	会報費	250,000
非会員研究会参加費	20,000	学会奨励賞費〔30,000×10人〕	300,000
利子	2,000	名簿作成費〔見積書による〕	567,000
		小計	4,536,000
		予備費	6,944,177
総計	11,480,177	総計	11,480,177

(単位：円)

\* 本会計年度は2009年4月1日より2010年3月31日である。

\*\* 業務委託費は、通信費・コピー代などの実費請求費を含む。

\*\*\* 支出の部の日韓国際学会議開催費は、日韓文化交流基金と社会科学国際交流江草基金からの助成金に不足分の200,000円を加えたものである。なお、社会科学国際交流江草基金からの助成金は開催校の立教大学に直接振り込まれた。

## 2009年度第1回理事会議事録

2009年5月24日(日)12時30分～13時30分

於・青山学院大学

文責：事務局 長妻三佐雄

出席者：

理事

米原謙(大阪大学)、飯島昇藏(早稲田大学)、飯田文雄(神戸大学)、岡野八代(立命館大学)、押村高(青山学院大学)、川合全弘(京都産業大学)、川崎修(立教大学)、川出良枝(東京大学)、菊池理夫(三重中京大学)、北川忠明(山形大学)、権左武志(北海道大学)、齋藤純一(早稲田大学)、関口正司(九州大学)、田村哲樹(名古屋大学)、寺島俊穂(関西大学)、萩原能久(慶應義塾大学)、山田央子(青山学院大学)、吉岡知哉(立教大学)、渡辺浩(東京大学)

監事

小田川大典(岡山大学)、向山恭一(新潟大学)

議題：

1. 2010年度研究会(東京大学)の企画について

米原代表理事より、2010年度研究会の企画委員長を飯田理事とし、苅部理事、関口理事を委員として選任した旨が報告され、了承された。飯田理事から2010年度(東京大学本郷キャンパス)での研究会が5月22～23日に開催される予定であること、テーマを「福祉社会と政治思想」とし、「市場イメージの再検討」「福祉国家とシティズンシップ」「生の政治と福祉(国家)」などのパネルを考えているとの報告がなされた。また自由論題の締切りを、例年より早く、9月半ばに設定することが報告された。

2. 2011年度研究大会の開催校について

米原代表理事より開催校の候補が報告され、交渉を続けていくことが了承された。

3. 会員名簿更新について

米原代表理事より新名簿を作成する旨が説明され、了承された。名簿掲載事項について議論がなされ、名簿作成アンケートの様式が決定された。また、複数の業者から見積もりを取り、名簿作成費を可能なかぎり節減することが確認された。

4. その他

会員サービスの向上のため、政治思想研究に関するデータベースを構築することが提案された。

## 第17回研究会「自由論題」報告者募集のお知らせ

2010年度5月22日(土)・23日(日)に東京大学本郷キャンパスで開催される第17回研究会で、自由論題セッションを設けます。

報告希望者は、下記の要領で応募してください。

### 1. 応募資格

- ・応募の時点で学会員であることが必要です。
- ・あらゆる年代からの積極的な応募を期待していますが、応募者が多数の場合には、若手研究者を優先する場合があります。

### 2. 報告時間

- ・報告時間は、20～25分を予定しています。
- ・採用決定後に、確定した時間を通知します。

### 3. 応募手続き

- ・A4の用紙に、横書きで、氏名、年齢、所属、身分、連絡先、報告題目、報告の意図ないし、趣旨に関する説明(2,000字以内)を記したものの3部を、下記宛郵送してください。
- ・郵送先  
〒657-8501  
神戸市灘区六甲台町2-1  
神戸大学法学部内  
飯田文雄
- ・上記の応募文書と同じ内容の電子ファイルを、Eメールに添付して送付してください。ファイルは、MS Word文書、標準テキスト形、リッチ・テキスト形式、PDFのいずれかに限ります。
- ・Eメール宛先  
飯田文雄 fiida kobe-u.ac.jp( を@に替え、件名欄に「政治思想学会2010年自由論題関連」と明記してください。)
- ・締切日 2009年9月15日(火)必着

### 4. 審査手続き

- ・レフリーによる審査を経て、2009年10月の理事会で採否を決定し、その結果を応募者に通知します。
- ・なお、場合によっては自由論題以外のセッションに組み入れることもあります。

### 5. 原稿、配布資料

- ・報告者は、2010年4月20日(火)までに、報告原稿またはレジュメを本学会のホームページにアップロードしてください。
- ・討論者、司会、同一パネルの他の報告者に報告原稿を事前に送付して下さい。
- ・報告の際に配布するレジュメないし、報告原稿を、当日100部用意してください。

\*なお、上記に記した通り、2010年度研究会からは、学会ホームページ上に報告資料をアップロード出来るシステムを構築する予定です。しかしながら、この点については現時点で未確定な要素が多く、事情の変化にともない、上記の手順の一部に関して若干の変更をお願いする可能性があります。応募者各位はこの点をご理解の上ご応募頂きますようお願いいたします。

### 6. 応募文書等の返還

応募文書、報告原稿等は返還しません。

企画委員会 飯田文雄(神戸大学)  
関口正司(九州大学)  
苅部直(東京大学)

\*この件についての問い合わせ先

飯田文雄 fiida kobe-u.ac.jp

( を@に替え、件名欄に「政治思想学会2010年自由論題関連」と明記してください)

Fax. 078-803-6735

(原則として、Eメールでお願いします)

訃報

下記の会員が逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。

柴田寿子氏 2009年2月4日逝去  
東京大学教授 西欧近代の政治思想





2009年7月20日発行 発行人 米原 謙 編集人 川合全弘

政治思想学会事務局 〒577-8505 東大阪市御厨栄町4-1-10 大阪商業大学総合経営学部 長妻三佐雄研究室気付

Tel : 06・6785・6311 (直通)・06・6781・0381 Fax : 06・6781・8438 E-mail : mnaga@daishodai.ac.jp

会員業務 (退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送)

(株) アドスリー 〒164・0003 東京都中野区東中野 4・27・37

Tel : 03・5925・2840 Fax : 03・5925・2913

学会ホームページ : <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jcspt/>